

鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金 募集要領

第1 趣旨

鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金交付要綱（令和2年4月24日付第202000023137号商工労働部長通知。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた県内の事業者であって、雇用の維持を図るとともに新型コロナウイルス感染症の影響収束後の円滑な事業活動の回復を目指し、従業員の教育訓練を行うものを募集する。

第2 申請資格

本補助金の対象となる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者です。

- (1) 鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する者であること。
- (2) 雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（令和2年4月10日施行）」に規定する雇用維持要件を満たす者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

第3 事業内容

1 補助対象となる取組

本補助金の対象となる取組は、次に掲げるすべての要件を満たす取組です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練であること。
- (2) 鳥取県内に有する事務所、事業所、工場、その他の事業用施設に従事する従業員に対し行う教育訓練であること。
- (3) 従業員の知識、技能、技術の習得や向上を目的とした教育訓練であること。
- (4) 雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（令和2年4月10日）」に規定する緊急対応期間を1日でも含む雇用調整助成金の判定基礎期間内に実施される教育訓練であること。

2 補助金概要

1 補助対象経費	本補助金の補助対象経費は、教育訓練の実施にかかるものであって、次に掲げる経費の合計額から支給を受けた雇用調整助成金の訓練費を控除した金額とする。 (1) 講師謝金 (2) 講師旅費 (3) 受講料 (4) 従業員旅費（外部機関が実施する教育訓練に参加する場合に限る。） (5) 教材費 (6) 会場使用料 (7) 機器等使用料 (8) オンラインによる教育訓練の実施に必要なシステム導入費 (9) パソコンその他備品の購入費 (注) (8) 及び (9) にかかる補助対象経費は、75万円を上限とする。
2 補助率	3分の2以内

3 補助金の限度額	1 事業者あたり 100 万円／年度
4 補助対象期間	雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（令和 2 年 4 月 1 0 日）」に規定する緊急対応期間を 1 日でも含む雇用調整助成金の判定基礎期間

第 4 補助事業の交付申請手続き等

1 受付期間

予算の範囲内で随時補助事業の交付申請を受け付けます。

2 提出先（郵送または御持参ください。）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課【担当：高梨】

電話：0 8 5 7 - 2 6 - 7 2 2 4 ファクシミリ：0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 6 9

電子メール：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1207704.htm#itemid1207704

3 申請書類

(1) 鳥取県補助金交付規則第 5 条の申請書

(2) 鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金交付要綱様式第 2 号及び第 8 号

(3) 添付書類

(ア) 雇用調整助成金の支給決定通知の写し

(イ) 雇用調整助成金の支給申請に関する書類の写し

(ウ) (イ) のほか実施した教育訓練内容がわかる書類

(エ) 教育訓練の実施に要した経費がわかる証拠書類

※申請書類は正本 1 部を提出してください。様式等については、商工労働部雇用人材局産業人材課のホームページからダウンロードしていただくか、上記 2 に記載の提出先に御連絡ください。

4 補助事業の交付申請に関する注意事項

(1) 申請資格を有しない場合又は交付申請書若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがあります。

(2) 本事業は、雇用調整助成金の支給決定を受けた日から起算して 30 日以内に補助事業の交付申請することが必要です。証拠書類を添付できない等により、期限内に交付申請ができない場合は、交付申請期限までに、別添の遅延届を提出してください。

(3) 受理した申請書類については、返却しません。

(4) 必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますので御承知ください。

(5) 交付申請に係る一切の費用は申請者の自身の負担となります。

第 5 交付決定及び交付額の確定

原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に交付決定を行います。なお、交付申請書の提出をもって規則第 17 条第 1 項の規定による報告があったものとみなし、額の確定の通知を併せて行います。

第 6 補助事業実施に関する注意事項

(1) 本補助金の対象となる経費は、雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練にかかるものとなります。その他の教育訓練は補助対象経費となりません。

雇用調整助成金の教育訓練に該当するかの判断について事前に労働局に確認等した上で、適切な補助事業の実施をお願いします。

- (2) 本補助金の対象となる教育訓練は、雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（令和2年4月10日）」に規定する緊急対応期間を1日でも含む雇用調整助成金の判定基礎期間内に実施したものとなります。それ以降に実施する教育訓練は雇用調整助成金の支給決定を受けたものであっても本補助金の対象となりません。
- (3) 本補助金は、補助要件を満たせば何度でもご活用いただけます。ただし、1事業者あたりの累計の補助額は100万円／年度を上限としています。
- (4) 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければなりません。
- (5) 消費税は補助対象経費にはなりません。
- (6) 補助金は精算払いとなります。
- (7) 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

(参考) 本補助金の手続きの流れ

